

沖縄戦遺族のDNA鑑定実施の意見書

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」が2011年7月7日に厚生労働省、援護局外事室に於いて「これから県内で出土する遺骨で歯がある遺骨はDNA鑑定をして下さい」との要請を行いました。これに対する外事室室長からの回答は「戦没者の遺族の身元を特定して遺族の元へ帰すため、沖縄戦戦没者の遺骨は全部DNA鑑定をやります」という回答でした。要請に対する回答としては満足のいく回答でした。

しかし、実際に遺族の元へ帰すには、今度は、沖縄戦全遺族の側の（希望者の）DNA鑑定の作業を行う必要があります。遺骨と遺族の両方のDNAの照合が必要なのです。このことは日本に於いて初めての事ではありません。シベリアの遺骨に対しては全遺族にDNA鑑定への参加を呼びかけたのです。そのおかげで800体余の遺骨が遺族の元へ帰ることが出来ました。沖縄に於いては「ガマフヤー」要請により2011年2月22日に判明した千葉県の方精さんの一人のみです。沖縄でも同じようにして下さいという要望です。

沖縄ではこれまでに出土した戦没者の遺骨は記名のある遺品を伴ってなければ身元の特定につながらず遺族の元へ帰ることは出来ませんでした。兵隊ですら記名遺品を伴う出土は5パーセント未満です。住民にいたっては皆無です。

戦死者の遺骨が遺族の元へ帰るためにはDNA鑑定しかありません。遺族の高齢化を考えると残された時間は多くありません。戦没者の遺骨を遺族の元へ帰すため、そして国家が国民を戦死させた責任を国家として果たす意味でも沖縄戦遺族のDNA鑑定の実施を要請します。

記

- 1 沖縄戦遺族のDNA鑑定を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月29日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長